

「十三湖２期地区換地計画事務・確定測量業務第９号委託」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和７年６月１９日

青森県西北農林水産事務所長

記

１ 業務名

十三湖２期地区換地計画事務・確定測量業務第９号委託

２ 業務の目的及び概要

（１）目的

本業務は、県営十三湖２期地区経営体育成基盤整備事業に係る換地計画樹立に必要な作業、資料作成等を行うことを目的とする。

（２）概要

換地計画 一式

確定測量 一式

３ 応募資格等

別添十三湖２期地区換地計画事務・確定測量業務第９号委託応募要領による

４ 契約の締結について

本業務に係る契約は、別添十三湖２期地区換地計画事務・確定測量業務第９号委託応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

５ その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ６の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

６ 応募・照会等窓口

〒038-3137 青森県つがる市木造若宮9-1

青森県西北農林水産事務所（農村整備つがる庁舎）

T E L 0173-42-4344

メールアドレス eisei_nakata@pref.aomori.lg.jp

担当者 管理課 小田原、中田

十三湖 2 期地区換地計画事務・確定測量業務第 9 号委託 応募要領

1 業務名

十三湖 2 期地区換地計画事務・確定測量業務第 9 号委託

2 業務の目的

本業務は、県営十三湖 2 期地区経営体育成基盤整備事業に係る換地計画樹立に必要な作業、資料作成等を行うことを目的とする。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

4 履行期限

令和 8 年 3 月 13 日（金）までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（１）及び（２）の双方に該当する者とする。

（１）対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

（２）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号）第 3 条第 2 項各号に掲げる業種について、同規則第 5 条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、又は令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む）。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月 28 日付け青監第 633 号）等に基づく知事の指名停止の措置に参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店又は支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、換地計画事務においては土地改良換地士（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 4 項で規定する者）の資格を有する者、確定測量業務においては測量士（測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 49 条第 1 項の

規定に従い登録された者)の資格を有する者であること。

カ 配置予定管理技術者は、応募する者と直接的な雇用関係にあること。

6 参加表明書に関する事項

- (1) 本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写し、5(2)のエ～カに該当していることを確認できるものの写しを添えて、12の「応募・照会等窓口」に持参または郵送により提出すること(提出期間内に必着のこと)。

(2) 提出期間

令和7年6月20日(金)から令和7年6月30日(月)まで

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)を除く毎日午前9時から午後5時まで

7 企画提案書の作成、提出等

- (1) 6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。

なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去10年間における同種業務の実績(企画提案書様式2)

前年度から過去10年間における別添特記仕様書に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書(積算内訳)(企画提案書様式4)

本業務に係る見積書(積算内訳)を作成する。

(2) 提出方法

様式第2号により、作成した企画提案書を12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により2部(正1部、副1部)提出すること。(提出期間内に必着のこと。)

ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。

(3) 提出期間

令和7年6月20日(金)から令和7年7月3日(木)まで

休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準(別添資料の3参照)

(1) 応募資格の有無

(2) 企画提案書の内容の適切性

ア 過去10年間の同種業務の実績

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性(見積書による。)

9 契約候補者の特定等

- (1) 契約候補者の特定に当たっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会

において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。

- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者に令和7年7月8日(火)までに通知(様式第3号)する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日等を除く。)以内に青森県西北農林水産事務所長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面(様式任意)により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒038-3137 青森県つがる市木造若宮9-1
青森県西北農林水産事務所(農村整備つがる庁舎)
TEL 0173-42-4344
メールアドレス eisei_nakata@pref.aomori.lg.jp
担当者 管理課 小田原、中田

イ 受付時間

休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 青森県西北農林水産事務所長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内(休日等を除く。)に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、青森県西北農林水産事務所長が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和7年6月30日(月)までに、書面(様式任意)により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、37,851千円程度（消費税及び地方消費税を含む。）を想定している。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、青森県西北農林水産事務所長と企画提案書の見積額の金額で締結する。
- ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒038-3137 青森県つがる市木造若宮9-1

青森県西北農林水産事務所（農村整備つがる庁舎）

T E L 0173-42-4344

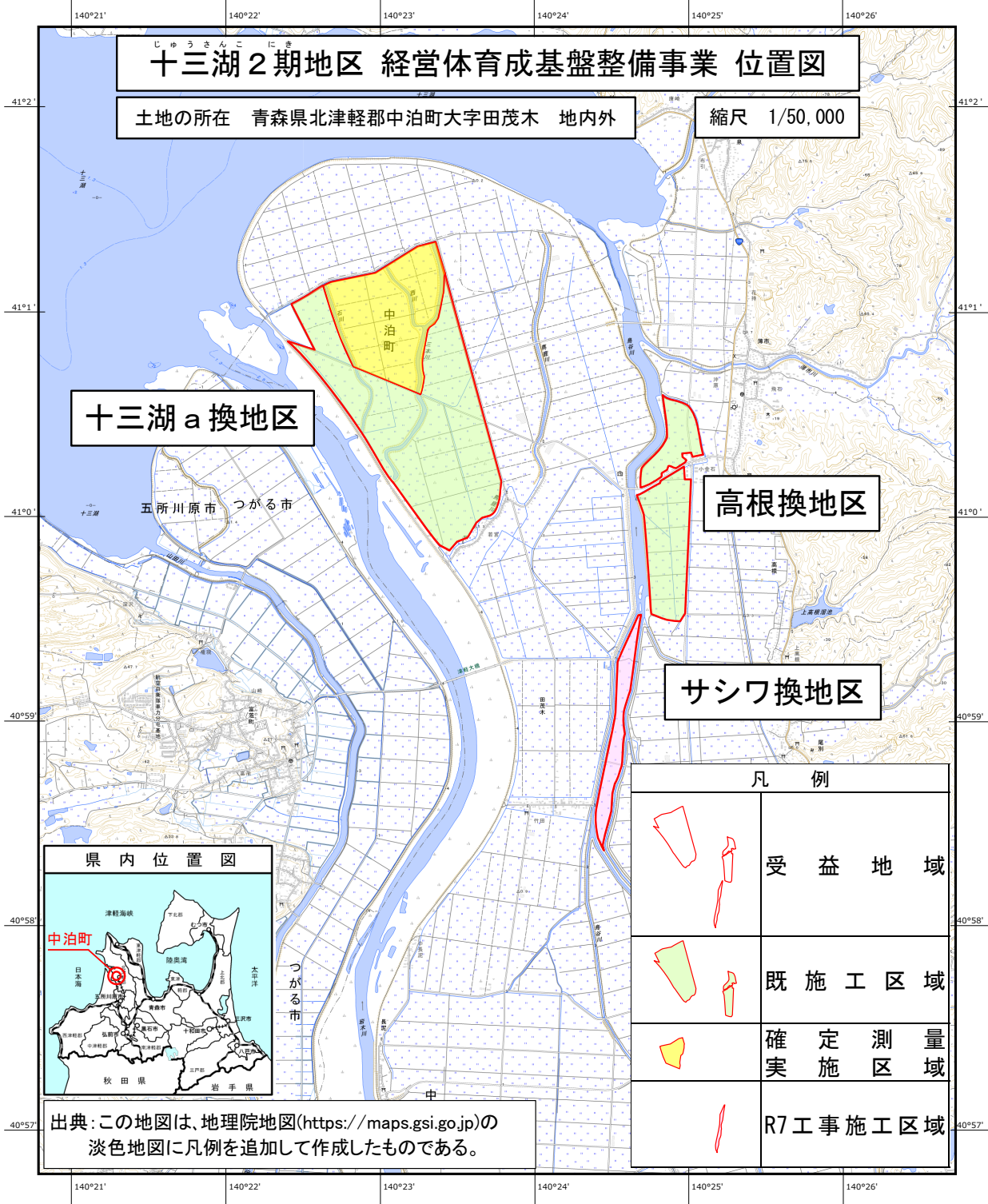
メールアドレス eisei_nakata@pref.aomori.lg.jp

担当者 管理課 小田原、中田

(別添資料)

本地区の概要等

- 1 本業務場所は次のとおりである。
北津軽郡中泊町大字田茂木 地内外 (次の地図に示すとおり)



- 2 本地区の特記仕様書は次のとおりである。

特 記 仕 様 書

業務番号 : 西農水（整つ委）第10号

事業名 : 県営十三湖2期地区経営体育成基盤整備事業

業務名 : 十三湖2期地区換地計画事務・確定測量業務第9号委託

業務場所 : 北津軽郡中泊町大字田茂木 地内外

履行期限 : 令和8年3月13日

第 1 章 総 則

（適用範囲）

第 1 条 本業務は、測量業務共通仕様書（青森県県土整備部）、農村整備設計業務共通仕様書（青森県農林水産部）」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、この特記仕様書によるものとする。

（業務目的）

第 2 条 本業務の目的は、県営十三湖 2 期地区経営体育成基盤整備事業における換地計画樹立に必要な作業、資料作成等及び対象地域の確定測量を行うものである。

（業務場所）

第 3 条 業務場所は、次に示すとおりである。

北津軽郡中泊町大字田茂木 地内外

（業務内容）

第 4 条 業務内容は、次のとおりである。

1 換地計画事務

従前図調整、従前地再調査、換地設計基準確定、評価基準及び評価、工事後の土地評価、換地計画原案作成、一時利用地の指定、相続等代位登記、面的集積処理

2 確定測量業務

3 級確測基準点測量、4 級確測基準点測量、境界調査、一筆地測量、地積測定

（定めなき事項）

第 5 条 この特記仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。

第 2 章 作 業 条 件

（業務上の留意事項）

第 6 条 業務委託契約書と共通仕様書に記載されている以外の業務上の留意事項は、次のとおりである。

1 換地計画事務

(1) 換地計画事務に従事する換地技術者のうち、管理技術者（地区担当換地士）には土地改良換地士（土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第4項で規定する者）を配置すること。

(2) 土地改良法、土地改良法施行令、土地改良法施行規則等関係法令を遵守するとともに、「最新版換地関係通知集」、「土地改良換地の実務」（ともに全国土地改良事業団体連合会発行）及び調査職員の指示したものを参考図書として業務を行うこと。

(3) 青森県県営土地改良事業換地計画関係事務実施要領に基づき業務を進めること。

(4) 本業務の一部は、十三湖土地改良区の換地及び評価委員会で行うこととし、その経費については、別添参考のとおり委員経費として計上している。

なお、委員の日額は、青森県の令和7年度委員経費基準日額で算定している。

2 確定測量業務

(1) 確定測量業務に従事する測量技術者のうち、管理技術者には測量士（測量法（昭和24年法律第188号）第49条第1項の規定に従い登録された者）を配置すること。

(2) 測量法（昭和24年法律第188号）その他関係法令を遵守するとともに、「最新版確定測量関係通知集」（全国土地改良事業団体連合会発行）及び調査職員の指示したものを参考図書として業務を行うこと。

(3) 確定測量の工程管理及び検査の方法については、平成10年3月31日付け10構改B第210号構造改善局長通知「換地を伴う土地改良事業の確定測量の実施について」の別紙3「確定測量工程管理及び

検査要領」に基づき行うものとする。

(4) 本業務は、地上測量による方式(数値法)によるものとし、この作業における精度は、甲三とする。

(5) 本業務に関しては、県営十三湖２期地区経営体育成基盤整備事業における一時利用地指定計画を十分理解した上で行うこと。

(貸与資料)

第7条 貸与資料は、県営十三湖２期地区経営体育成基盤整備事業に係る次の書類とする。

1 換地計画事務

事業施行申請書及び事業計画書の写し、土地評価基準書、等位別価額表、現形図、確定名寄帳、換地設計基準書、換地交付計画原案簿、換地計画原案図、位置図、前提登記整理簿、従前地土地調査票

2 確定測量業務

換地交付計画原案簿、一時利用地指定計画書、換地設計基準書

第3章 作業内容

(作業項目等)

第8条 本業務における作業項目、作業内容及び数量は、次のとおりである。

1 換地計画事務

業務内容	作業項目	作業内容	作業数量
従前図調整	公図確認補正	地区確定に伴って公図写等を確認し補正する。	23.7ha
	現形図作成	従前地図面の地番、地目、行政界、地区界等を補正・記入し、現形図を作成する。	23.7ha
従前地再調査	現地確認	現地踏査をし、現形図、各筆調書等により地区境界杭及び分筆予定地等の確認を行う。	23.7ha
	利用権等調査確認	農地基本台帳から利用権、賃借権等の使用収益権を調査し、確認をする。	26戸
	調書等の補正・照合	各筆調書、名寄調書等を補正し、登記簿と照合する。	109筆
	分散状況確認	農地分散状況に関する従前の土地の団地数を確認する。	26戸
	事業施行届の作成	補正した従前地各筆調書をもとに登記所に対する事業施行届を作成する。	109筆
換地設計基準確定	現地踏査	現地踏査をし、その結果に基づく設計基準の検討・調整を行う。	23.7ha
	換地設計基準の補正	換地設計基準を補正する必要があるときは、換地委員会で補正する。	1換地区
	換地設計基準の決定	換地設計基準を換地委員会で決定する。	1換地区
	啓蒙普及資料作成	換地計画の仕組み、集団化の必要性に係る資料を作成する。	26戸
	集落説明会	集落毎に説明会を開催する。	1集落
	地区担当換地士の行う指導・管理	換地設計基準確定事務に従事する者を指導し、かつ、当該事務を管理する。	1換地区
評価基準及び評価	評価基準の決定	評価委員会等で評価基準案を検討し決定する。	1換地区
	集落説明会	集落毎に説明会を開催し、評価基準について説明する。	1集落
	標準地調査	換地委員会により換地区区内における標準地の調査を行う。	23.7ha
	従前地評価	現形図を基にして現地につき各筆毎の土性、環境等につき調査のうえ評価する。	109筆
	地区担当換地士の行う指導・管理	評価基準及び評価事務に従事する者を指導し、かつ、当該事務を管理する。	1換地区

工事後の土地評価	換地評価	現地踏査により工事後の土地条件を調査して評価する。	231.4ha
換地計画原案作成	公簿照合	公簿照合し、基礎資料を補正・整備する。	109筆
	換地計画原案図作成	市町村界等、市町村名等、仮地番及び換地地積（図上算定）を記入して換地計画原案図を作成する。	23.7ha
	換地選定準備	事業参加者毎の従前地地積、換地交付基準地積等を自作地、小作地毎に算出する。	23.7ha
	換地選定作業	換地委員会等により換地設計基準に基づいて換地を選定し、検討のうえ決定する。	37人
	換地交付計画原案簿の作成	各筆調書、名寄帳及び換地団地指標調査結果をとりまとめ、換地交付計画原案簿を作成する。	37人
	換地計画原案の説明	換地計画原案図により、各集落毎等に権利者に説明する。	1集落
	意見調整	説明会で出された意見を調整し、書面及び図面を補正する。	1集落
	地区担当換地士の行う指導・管理	換地計画原案作成事務に従事する者を指導し、かつ、当該事務を管理する。	1換地区
一時利用地の指定	指定地測量	一時利用地選定の対象となる土地を現地踏査し、工事後の土地を測量する。	19.8ha
	指定地の求積	事業参加者毎の従前地地積、換地交付基準地積等を自作地、小作地毎に算出する。	19.8ha
	換地設計基準補正	現地踏査結果に基づき設計基準の補正を行う。	1換地区
	一時利用地の選定作業	一時利用地指定基準に基づき一時利用地を選定する。	37人
	一時利用地指定原簿の作成	選定結果により指定原簿を作成する。	37人
	一時利用地指定図の作成	選定結果により一時利用地指定図を作成する。	23.7ha
	指定計画の決定	換地委員会において、一時利用地指定計画を決定する。	1工事区
	一時利用地指定計画の説明	関係権利者に指定計画の内容を説明する。	1集落
	一時利用地指定計画の調整	権利者への説明後に提起される苦情等について、換地委員会において調整・処理する。	1工事区
	一時利用地指定通知書等の作成	一時利用地指定（事前含む）通知書及び使用収益の停止（事前含む）通知書を作成する。	37人
	地割作業及び表示作業	一時利用地指定図に基づいて地割し、標識を立てる。	37人
相続等代位登記	戸籍簿等調査	戸籍簿、住民票等の調査を行う。	3人
	相続登記嘱託書作成	相続による所有権移転登記に必要な嘱託書、添付書類を作成・整理する。	3人
面的集積処理	面的集積促進実施方針の調整	換地委員会等で、実施方針等の検討調整を行う。	1換地区
	利用権等関係貸手及び借手農家の確認	貸手、借手農家、生産組織等の意向を確認し、利用権等調書を作成する。	26戸
	面的集積換地選定	面的集積の個人別換地選定を調整し、土地利用構想の点検・調整を行う。	19.8ha

2 確定測量業務

業 務 内 容	作 業 項 目	作 業 内 容	作業数量
3 級確測基準点測量	作業計画	地形図上で新点の配置密度等を考慮し、新点位置の計画を策定する。	新設点13点
	踏査選点	視通、後続作業における利用、保全等を考慮し、新点の位置を選定後測量標を設置する。	
	観測	関係点間の水平角、鉛直角及び距離を観測する作業並びに位相データ等を記録する作業を行う。	
	計算整理	新点の水平位置及び標高を求めるため、「確定測量作業要領」別記6の計算式により行う。	
4 級確測基準点測量	作業計画	地形図上で新点の配置密度等を考慮し、新点位置の計画を策定する。	新設点41点
	踏査選点	視通、後続作業における利用、保全等を考慮し、新点の位置を選定後測量標を設置する。	
	観測	関係点間の水平角、鉛直角及び距離を観測する作業並びに位相データ等を記録する作業を行う。	
	計算整理	新点の水平位置及び標高を求めるため、「確定測量作業要領」別記6の計算式により行う。	
境界調査	準備打合せ	測量作業の方法、使用する機器、要員、日程等の計画について調査職員から承認を得る。	面積93.5ha, 変化率-0.3
	境界標の測設	一筆地の境界を明らかにするため、現地に境界杭を設置する。	
	調査図の作成	境界杭設置箇所、一筆地の境界等を図面に表示する。	
一筆地測量	筆界点観測	境界杭及び調査図に基づいて放射法、割込法又はこれらを併用して筆界点の測量を行う。	面積93.5ha, 変化率-0.3
	計算	確測基準点等を基礎として筆界点の座標を求める。	
	点検整理	測定された境界点の座標値の点検を行う。	
地積測定	計算	一筆地測量の成果に基づき一定地域内の地積を測定する。	面積93.5ha, 変化率-0.3
	成果簿の作成	一筆毎に地番を表記し、地積の一覧表を作成する。	
	点検整理	各筆の合計地積とその区域の外周による地積が等しいかどうかを倍面積にて点検する。	

(作業の留意点)

第9条 本業務実施における作業の留意点は、次のとおりである。

1 換地計画事務

業 務 内 容	作 業 の 留 意 点
従前図調整 従前地再調査	・ 現形図とともに、位置図を作成すること。 ・ 既存資料をもとに名義人の表示変更・更正の登記、相続による所有権移転の登記等、前提登記を必要とする土地につきその内容を分類して前提登記整理簿を作成すること。 ・ 前提登記整理簿は、各権利者毎、各筆毎に整理して作成すること。 ・ 筆毎の台帳地積、台帳地目、実測地積、現況地目、用途等について各権利者に確認すること。
換地設計基準確定	・ 集落説明会では、換地設計基準、換地計画の仕組み等を説明し、集団化の必要性を啓発すること。
評価基準及び評価	・ 評価基準は、清算方式を考慮して調査項目、配点等評価の基準及び基準価格を定めること。
工事後の土地評価 換地計画原案作成	・ 換地評価は、換地土地調査票を作成して整理すること。 ・ 市町村界・字界の変更につき関係市町村と協議すること。 ・ 換地計画原案図は、土地改良事業計画の計画図を基図として所有者名、耕作者名等を表示して作成すること。 ・ 換地計画原案図に基づいて換地の団地指標を調査・記入すること。 ・ 各筆調書及び名寄帳は、換地の大字名、字名、仮地番、地目、地積、所有者、耕作者等を記入して作成すること。 ・ 集落説明会では、農地集団化の必要性、換地設計基準を充分理解させたうえで、換地計画原案の説明をすること。
一時利用地の指定	・ 換地設計基準を補正する必要があるときは、換地委員会で補正し、集落説明会を経て確定すること。 ・ 指定地表示作業では、指定図に基づき現地の割込作業を行い、各人毎に氏名、面積、指定地番等の記入された表示札を立てる。また、必要に応じて区画を分割測量すること。
相続等代位登記 面的集積処理	・ 相続登記は、相続人（関係権利者）との協議及び謄抄本の請求を行い、整理すること。 ・ 換地委員会等で、面的集積に係る利用権増進対策、実施方針等を検討・調整すること。

2 確定測量業務

- ・業務に使用する測量機器等は、国土交通省国土地理院測量機器性能基準及び同省公共測量作業規程による適合機種であることとする。

業 務 内 容	作 業 の 留 意 点
3級確測基準点測量	・ 3級確測基準点の測量標の規格は次による。 材質：プラスチック、形状：6cm×6cm×60cm
4級確測基準点測量	・ 4級確測基準点の測量標の規格は次による。 材質：プラスチック、形状：6cm×6cm×60cm
境界調査	・ 境界測量は、確定測量調査図を作成すること。 ・ 測量標の規格は次による。材質：木又はプラスチック、形状：4.5cm×4.5cm×45cm (所有者が異なる筆界にはプラスチック杭を設置する。)
一筆地測量	・ 現地での作業は、交通、利水、その他公益に十分注意するとともに、委託者の指示に反して生じた器物破損又は耕地、農作物等の踏み荒らし、損傷等については、すべて受託者の責任において速やかに復旧又は補償すること。
地積測定	・ 地積測定は、原則として座標法による。 ・ 地積測定を数値三斜法で行う場合は、求積図を作成すること。

(現地作業の留意点)

第10条 現地での作業上特に留意する点は、次のとおりである。

- 1 作業は、迅速かつ的確に行うものとし、農作業の支障とならないように注意すること。
- 2 関係者からの異議苦情が解消できない見通しである場合は、速やかに報告すること。

第 4 章 打 合 せ

第11条 業務打合せ回数は、換地計画事務3回、確定測量業務3回とし、時期、内容等は次のとおりである。

- 1 受託者は、作業着手前に、作業の工程計画、作業責任者及び作業方法について、調査職員の下承を得なければならない。
- 2 受託者は、作業を円滑に遂行するため、必要な事項については随時報告するほか、必要に応じて調査職員と打合せを行わなければならない。
- 3 特に、時期を定められた作業については、調査職員と緊密な連絡をとり、所定の時期までに完了するとともに、調査職員の指示により部分納品すること。

第 5 章 成 果 品

(電子納品対象業務)

第12条 確定測量業務は、電子納品対象業務である。電子成果品の作成は、「青森県電子納品運用ガイドライン」に基づきすすめること。

(成果品の装丁等)

第13条 成果品の装丁等は、次によるものとする。

- 1 報告書は、製本上極力分冊を避け、分冊とする場合は内容の配分を考慮するものとする。
- 2 提出先は、青森県西北農林水産事務所（つがる庁舎）とする。
- 3 電子成果品での納品を求めるデータは、CD-R又はDVD-Rに収納し、1部提出すること。
- 4 成果品納入後に、誤り、不備等が発見された場合は、調査職員と協議し速やかに処理するものとする。

(成果品及び提出部数)

第14条 提出すべき成果品及び部数等は、次のとおりである。

1 換地計画事務

業 務 内 容	成 果 品 名	部 数	品質・サイズ等	備 考
従前図調整	現形図	2部	A-0 縮尺1,000分の1	
	位置図	2部	A-4	
従前地再調査	確定名寄帳	2部	A-4	
	前提登記整理簿	1部	A-4	
	事業施行届	2部	A-4	
換地設計基準確定	換地設計基準	1部	A-4	
	集落説明会等実施一覧表	1部	A-4	
	地区担当換地士の指導・管理点検表	1部	A-4	
評価基準及び評価	土地評価基準	1部	A-4	
	等位別価額表	1部	A-4	
	従前地土地調査票	1部	A-4	
	土地調査票集計表(従前地)	1部	A-4	
	地区担当換地士の指導・管理点検表	1部	A-4	
工事後の土地評価	換地土地調査票	1部	A-4	
	土地調査票集計表(換地)	1部	A-4	
換地計画原案作成	換地交付計画原案簿	1部	A-4	
	換地計画原案図	2部	A-0 縮尺1,000分の1	
	集落説明会等実施一覧表	1部	A-4	
	地区担当換地士の指導・管理点検表	1部	A-4	
一時利用地の指定	一時利用地指定計画総括表	2部	A-4	
	現形図(指定に係る部分)	3部	A-0 縮尺1,000分の1	
	一時利用地指定図	3部	A-0 縮尺1,000分の1	
	不換地・特別換地同意書等(該当がある場合)	正副各1部	A-4	
	一時利用地指定事前通知書等	4部	A-3(通知書)	
	一時利用地指定計画概要書	2部	A-4	
	一時利用地指定通知書等	1部	A-3(通知書)	
	通知発送用宛名シート	2部	宛名シート	
	一時利用地指定計画概要図	2部	A-4	
	位置図	2部	A-4	
相続等代位登記	代位登記嘱託書	2部	A-4	
	添付書類	2部	A-4	

面的集積処理	農地中間管理権等調書	2部	A－4	
	土地利用構想	2部	A－4	
業務打合せ	添付書類	2部	A－4	

2 確定測量業務

業 務 内 容	成 果 品	部 数	品質・サイズ等	電子成果品の仕様
3級確測基準点測量	観測手簿・観測記簿	1部	A－4	—
	計算簿・精度管理表・成果簿	1部	A－4	—
	確測基準点網図	1部	1/10,000、1/5,000又は1/2,500	オリジナルファイル
4級確測基準点測量	観測手簿・観測記簿	1部	A－4	—
	計算簿・精度管理表・成果簿	1部	A－4	—
	確測基準点網図	1部	1/10,000、1/5,000又は1/2,500	オリジナルファイル
境界調査	確定測量調査図	1部	1/1,000	オリジナルファイル
一筆地測量	観測手簿	1部	A－4	—
	計算簿・精度管理表・成果簿	1部	A－4	—
地積測定	計算簿・地目別筆数面積表・精度管理表・成果簿	1部	A－4	—
	位置図	1部	A－4（1/25,000又は1/50,000）	オリジナルファイル
業務打合せ	業務打合簿	1部	A－4	—

※ オリジナルファイル…CAD、ワードプロセッサ、表計算ソフト等で作成した電子データ

※ 確定測量業務における成果品の作成にあたって、次に留意すること。

(1) 2級～4級確測基準点測量、一筆地測量、地積測定

ア、観測簿及び計算簿の点検及び検査については、「換地を伴う土地改良事業の確定測量の実施について」の別紙3「確定測量工程管理及び検査要領」によること。この場合、自己点検については特に留意して行うものとする。

イ、観測簿及び計算簿は、原則として鉛筆は使用しないこと。

ウ、確測基準点網図の縮尺は1/25,000（1級及び2級のみ）、1/10,000、1/5,000又は1/2,500を標準とし、測量地域の規模あるいは地形的条件に適したものとする。

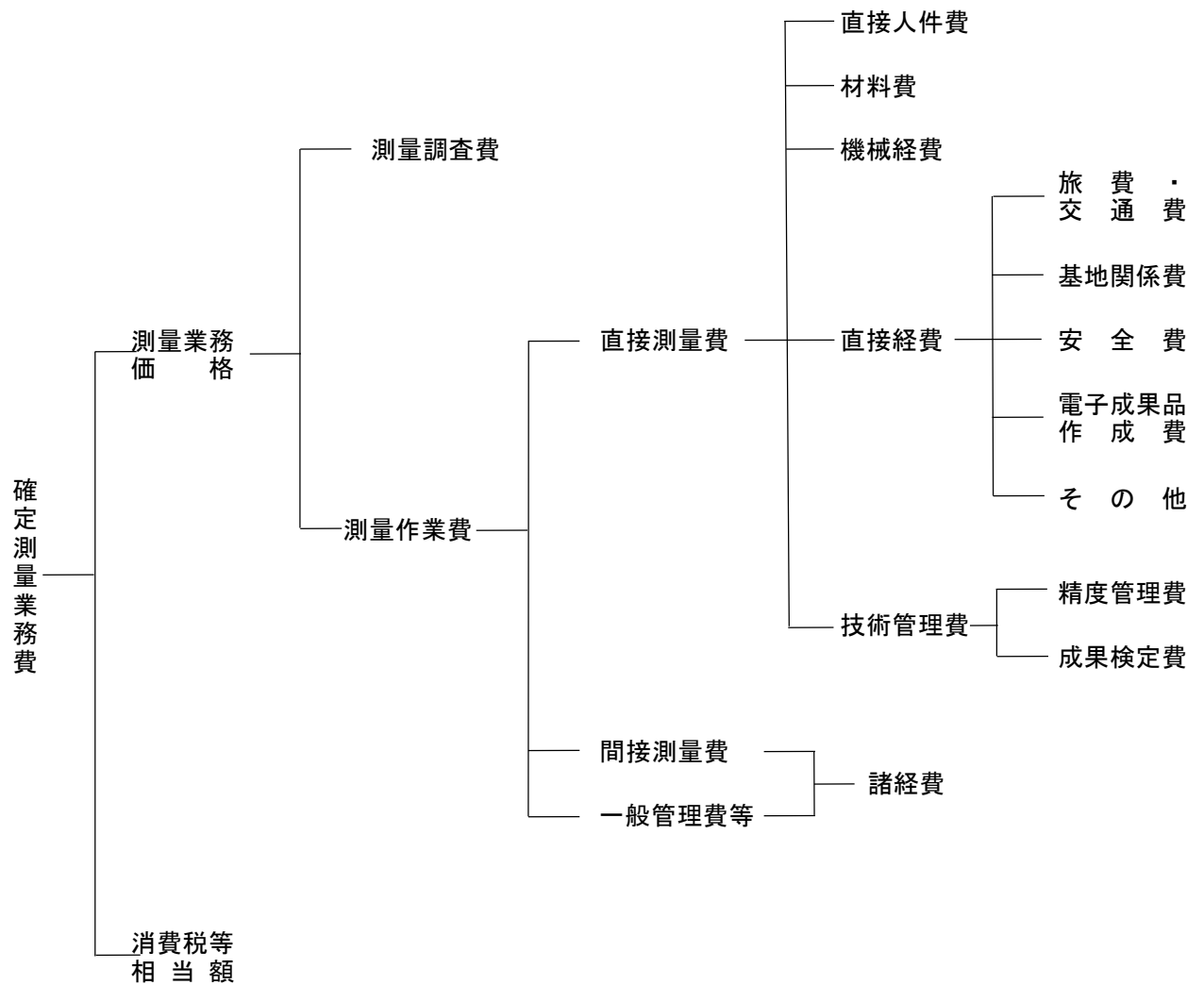
エ、2級確測基準点測量の測量成果については、検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けること。

(2) 境界調査

ア、確定測量調査図は、X軸方向に600mm、Y軸方向に800mmの図隔により、さらに法第14条地図の規格である300mm×400mmが収まるよう作成する。

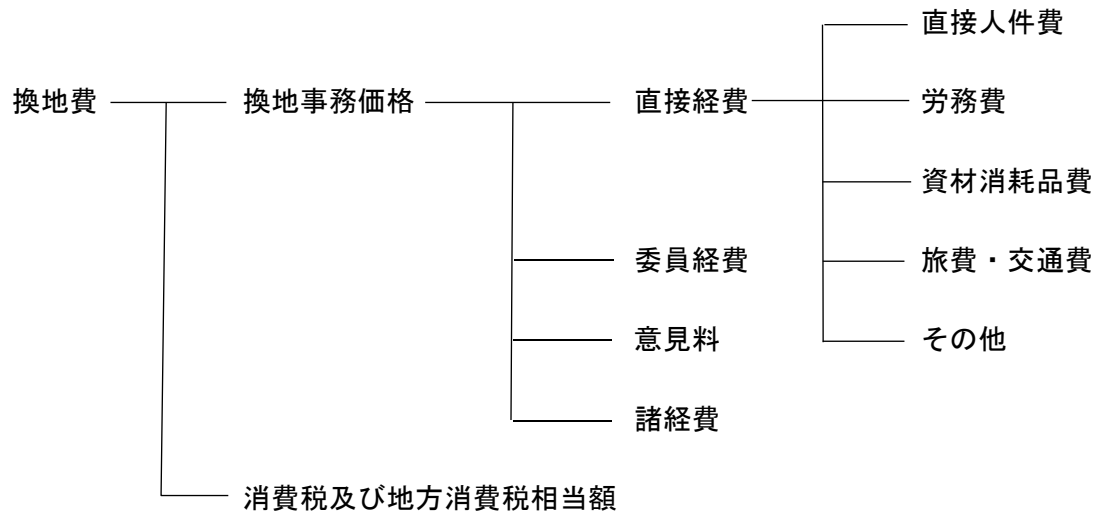
イ、位置図の縮尺は1/25,000又は1/50,000を標準とし、測量地域の規模あるいは地形的条件に適したものとする。

3 確定測量業務費の構成



(参考)

1 経費の構成



2 委員経費について

ア 積算上の委員経費基準日額は、次のとおりである。

基準日額： 5,900 円

イ 積算上の委員数は、次のとおりである。

委員数： 9 人

ウ 委員経費の員数は、次のとおりである。

(1) 従前図調整	0 人
(2) 従前地再調査	3.56 人
(3) 換地設計基準確定	12.07 人
(4) 評価基準及び評価	21.11 人
(5) 工事後の土地評価	115.7 人
(6) 換地計画原案作成	38.95 人
(7) 一時利用地の指定	50.16 人
(8) 相続等代位登記	0 人
(9) 面的集積処理	12.25 人

3 評価基準等は次のとおりである。

(1) 応募資格の判定

応 募 資 格	有無	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当する場合は失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止を受けていないこと		指名停止を受けている場合は失格
6 県内に本店又は支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定管理技術者は、必要な資格を有していること		該当しない場合は失格
8 配置予定管理技術者は、応募する者と直接的雇用関係にあること		該当しない場合は失格
判 定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評 価 基 準	評価点
1 技術力評価 (30点)	企業評価 [10点満点]	
	(1) 同種業務の実績（国・県発注のもの）	
	① 過去10年間で5件以上の実績あり	10 点
	② 過去10年間で1件以上の実績あり	5 点
	③ 過去10年間で実績なし	0 点
	技術者評価 [13点満点]	
	(2) 配置予定管理技術者の同種業務経験（国・県発注のもの）	
	① 過去5年間で3件以上の経験あり	7 点
	② 過去5年間で1件以上の経験あり	4 点
	③ 上記以外	0 点
	(3) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況	
	① 各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	6 点
	② 各団体の目標（推奨）単位数の半数以上を満たしている	3 点
	③ 上記以外	0 点
	30点×技術力評価得点／技術力評価満点	
		点
2 価格評価 (70点)	70点×（1－見積価格／予定価格）	
		点
合 計 (100点)		
		点

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

青森県西北農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「十三湖 2 期地区換地計画事務・確定測量業務第 9 号委託」の業務企画に関する
提案に参加します。

添付書類 : 応募要領 5 応募資格に関する証明資料

(担当者) 所属／部署 氏名 電話／FAX E-mail
--

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

青森県西北農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「十三湖 2 期地区換地計画事務・確定測量業務第 9 号委託」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

添付書類 : 企画提案書 2 部 (正 1 部、副 1 部)

(担当者) 所属／部署 氏名 電話／FAX E-mail
--

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇 あて

青森県西北農林水産事務所長

企画提案書の審査結果について（通知）

「十三湖 2 期地区換地計画事務・確定測量業務第 9 号委託」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことを通知します。

(担当者)
所属／部署
氏名
電話／FAX
E-mail

(企画提案書様式2)

過去 10 年間の同種業務の実績

業務名：

会社名：

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて
同種業務とは
 - ① 換地処分に係る業務。
 - ② ①の事務を行うまでの換地計画の樹立に必要な業務
 - ③ ①、②以外の業務は「実績なし」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の能力

業務名：

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏 名	役 職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏 名	所属・役職	業 務 名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏 名	団 体 名	目標（推奨）単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・保有技術者資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(企画提案書様式4)

見 積 書 （ 積 算 内 訳 ）

業務名：

会社名：

区 分	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

<参考例>

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員（人）						備 考
	主任技師	技師	技師補	助手	補助員	委員	

(別紙 1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット／年 60 ユニット／2 年 90 ユニット／3 年 120 ユニット／4 年 150 ユニット／5 年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5 年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3 年
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年